

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
福島市	ある	無	令和4年3月31日までに開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了する保険適用外の特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)及び男性不妊治療。	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)治療内容A,B,D,E上限300,000円治療内容C,Fが上限100,000円。男性不妊治療は上限300,000円。	1回限り	ない					ある	15回 受診券15回分をすべて使用した多胎妊婦一人につき5回まで(上限1回5,000円)の追加助成あり	検討中		ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査について費用の一部を助成する。 自動ABR 上限8,500円 OAE 上限3,000円	ない	
会津若松市	ない					ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	①自動ABR 8,500円(1回の上限) ②OAE 3,000円(1回の上限) ③初回、確認検査、再確認検査で、1人につき最大3回まで助成を行う。	ない	
郡山市	ある	無	国の制度で、特定不妊治療にかかる治療費の一部を助成する。 また男性不妊治療(手術を伴うもの)にかかる治療費の一部を助成する。 なお、令和4年4月から有効性・安全性の確認された不妊治療が保険診療に位置付けられたことから、保険適用の円滑な移行に向け、移行期に治療を受けられる方々の治療計画に支障が生じないよう、特定不妊治療を令和3年度以前に開始した方が、年度をまたがって令和4年度に治療を終了する場合の1回の治療に限り助成する。	30万円を上限(一部10万円)を助成する。	1回(令和3年度までの助成回数だが、回数制限を超えていない方に限る。)	ない				ある	15回 なお、令和4年4月から、多胎妊婦については上限15回を超えて受診したうちの5回以内を助成する。	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について検査費用の一部を助成する。 【検査方法】 自動ABRは2,500円まで、OAEは1,000円まで	ない		

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
いわき市	ある	ない	昨年度に開始し、年度をまたいで行った 1. 特定不妊治療(医療保険診療外である体外受精及び顕微授精による治療費) 2. 男性不妊治療	治療内容により異なる。1回30万円を上限(一部10万円)。 男性不妊治療は1回30万円を上限。	1回。ただし初回治療開始時の妻の年齢が40歳未満では6回以内の者(40歳以上は43歳まで3回以内)。ただし、助成を受けた後に出産等した場合には、助成回数をリセットできる。	ない				ある	15回(多胎妊婦は20回)	ない		ある	産後2週間及び産後1か月	ある	自動ABRもしくはOAE検査機器による、初回検査・確認検査・再確認検査の費用を助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない		
白河市	ある	無	体外受精・顕微授精・男性の不妊治療	5万円～10万円(治療内容により異なる)	妻が40歳未満は、6回まで。妻が43歳未満までは、3回まで。	ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間及び産後1か月	ある	自動ABR 4,250円 OAE 1,500円 (初回検査・確認検査・再確認検査)	ある	本市に住所(住民票)を有する妊産婦に、妊娠4か月となる日の属する月の初日から出産月の翌月末までの医療費の一部(保険診療分一部負担金分)を助成している。	
須賀川市	ある	無	特定不妊治療または男性不妊手術 (いずれも医療保険適用以外)	福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で1回の治療または1回の手術につき上限10万円	初回申請時の際の治療開始時点において40歳未満:43歳になるまで通算6回(1子ごと) 40～43歳未満:43歳になるまで通算3回(1子ごと) 男性は通算6回まで	ない				ある	15回	ない		ある	2回	ある	初回検査、確認検査、再確認検査 (自動ABR、OAE)	ない		

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
喜多方市	ある	福島県特定不妊治療費助成事業に準じる	保険診療の適応とならない体外受精・顕微授精(男性の不妊治療も対象となる)	福島県特定不妊治療費助成額の1/2を助成する。ただし、対象となる特定不妊治療に要した費用から県助成額を控除した額を上限とする。	福島県特定不妊治療費助成事業に準じる	ない					ある	14	ある	1	ある	産後2週間及び産後1か月	ある	一人につき最大3回までの助成を行う。 【助成額】初回検査①自動ABR 6,800円 ②OAE 1,300円 確認検査、再確認検査 ①自動ABR8,500円 ②OAE 3,000円	ある	国民健康保険被保険者のみ対象で、妊娠16週目から出生月の末日までの医療費について助成している。
相馬市	ある	ない	保険診療の対象とならない ◇一般不妊治療(人工授精) ◇特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	◇一般不妊治療:1年度以内の治療に要した助成対象経費の合計額とし、10万円を限度として助成 ◇特定不妊治療:県の助成額を控除し、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで ※R2年度限り1回目申請治療開始日妻年齢R2.4.1以降40歳になる方は6回	ある	ない	不育治療	◇1治療期間に要した助成対象経費から高額療養費及び保険者からの付加給付、県の助成額を控除した額とし、10万円を限度として助成	◇1回目の申請の妻の年齢が40歳未満の場合は、治療ごとに最大6回まで ◇1回目の申請の妻の年齢が40歳以上の場合は、治療ごとに最大3回まで ※R2年度限り1回目申請治療開始日妻年齢R2.4.1以降40歳になる方は6回	ある	14回	ある	1回	ある	産後2週間及び産後1か月	ある	◇1人につき3回以内 ◇初回検査は入院中、確認検査は入院中、再確認検査は1か月児健診 ◇自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)は限度額8,500円/回、耳音響放射検査(OAE)は限度額3,000円/回	ない	
二本松市	ある	なし	①特定不妊治療 ②男性不妊治療 *①②は令和4年3月31日までに治療を開始し令和5年3月31日までに治療が終了する方 ③一般不妊治療	◇特定不妊治療及び男性不妊治療に要した費用の額から県の助成額を減じた額で1回のみ上限15万円 ◇一般不妊治療に要した費用の額とし、各年度上限15万円	◇特定不妊治療、男性不妊治療は1回のみ ◇一般不妊治療は連続5年まで	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査について助成する。 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ある	妊娠4ヶ月から出産まで。対象疾病に該当した場合、医療費を10割給付(国民健康保険の場合)

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
田村市	ある	無し	体外受精、顕微授精及び男性不妊治療。	100,000	県実施要綱に準じて実施	ない					ある	15回	ない		ある	・産後2週間 ・産後1か月	ある	自動ABRは5,400円、 OAIは2,400円	ある	妊娠4カ月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの疾病に対する保険診療費の自己負担金を助成する
南相馬市	ある	なし	・医師の診断に基づいて行われた不妊症の治療 ・医療保険各法が適用される不妊症の検査・治療 ①不妊症検査及び一般不妊治療(治療開始前に行った不妊原因を調べるための検査を含む) ②特定不妊治療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)	検討中	検討中	ある	なし	・医師の診断に基づいて行われた不育症の検査・治療	15万円	継続した1回の妊娠期間の治療に対して助成	ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査(1回)及び初回検査において要再検と判定された場合に再度行う確認検査(2回まで) 自動ABR8,500円 OAE 3,000円	ない	
伊達市	ある	有	保険診療外の特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療)	治療内容A,B,D,Eと男性不妊治療は15万円まで 治療内容C,Fは5万円まで	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	1人最大3回 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
本宮市	ある	福島県特定不妊治療費助成を受けた方が対象のため、県に準じる。	・特定不妊治療 ・男性不妊治療	治療費を超えない範囲で福島県特定不妊治療費の助成上限額と同額。治療方法により助成金額は異なる。	初回申請時の治療開始日時点において、 ・40歳未満:43歳になるまで通算6回 ・40~43歳未満:43歳になるまで通算3回	ある	ない	・不育症検査費:福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた検査 ・不育症治療費:福島県不育症治療費助成事業の承認決定を受けた治療(ヘパリンを主とした不育症治療) ・検査費:1妊娠期間検査費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で5万円を上限 ・治療費:1妊娠期間治療費の自己負担額から福島県不育症治療費助成事業の額を差し引いた額で15万円を上限	・検査費:1夫婦1回のみ ・治療費:1妊娠期間につき1回	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 ~産後1か月	ある	・初回検査、確認検査、再確認検査、 ・助成額:自動ABR8,500円、OAE3,000円	ない		
桑折町	ある	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	1回目20万円 2~6回目10万円	6回	ない				ある	15回	ない		ある	産後2週間、1ヶ月	ある	OAE 3,000円 自動ABR 8,500円 初回検査、確認検査、再確認検査 最大3回まで	ない		
国見町	ある	あり	福島県不妊治療費助成事業の実施要項に基づく	最大10万円	1人5回まで	ない				ある	16回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABBR 8500円 OAE 2500円	ない		

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
川俣町	ある		当該特定不妊治療に要した費用から福島県助成要綱に基づき助成を受けた額を差し引いた金額を、一回につき10万円を上限として助成する。	10万円を上限	初めて助成を受ける際の妻の年齢が40歳未満であるときは、43歳に達するまで通算6回を上限とし、40歳以上であるときは43歳に達するまで通算3回を上限とする。	検討中					ある	15	ない		ある	産後2週間健康診査、産後1か月健康診査(1人につき、各1回分)の費用を助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の3回までにかかる費用について助成する。また、検査の結果、必要に応じて保護者に対し事後指導を行う。	ない	
大玉村	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づくため	福島県特定不妊治療費助成事業実施要綱に基づく	20万円 (男性10万円)	40歳未満6回 40歳以上通算3回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間健診及び産後1か月健診の助成	ある	初回検査、確認検査、再確認検査までに係る費用一部助成	ない	
鏡石町	ある	無	一般不妊治療、特定不妊治療(生殖補助医療)	保険適用となった治療の自己負担分(上限10万円)	一般不妊治療: 回数の制限はなく、一組の夫婦につき各年度10万円に達するまで 特定不妊治療・1回の治療につき10万円	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間健診、産後1か月健診	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
天栄村	ある	無	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	上限10万円	1回限り	ある	無	へパリンを主とした不育症治療	福島県不育症治療費助成制度による給付額を控除した額(1回の妊娠期間の治療につき10万円を限度)	県の助成回数に準ずる	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動AABR 8,500円 OEA 3,000円	ない	
下郷町	ある	有 福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	特定不妊治療	200,000	40歳未満6回 40歳以上3回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の費用助成 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
檜枝岐村	ある	有 (福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる)	特定不妊治療	300,000	年度当たり2回を 限度、通算5年まで	ない					ある	妊婦一般健康調査15回 妊婦精密健康調査1回	ない		ある	・産後2週間健康診査1回 ・産後1ヶ月健康診査1回	ある	新生児聴覚検査3回分 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
只見町	ある	夫婦の所得の合計が730万円以下	体外受精 顕微授精 男性不妊	10万円以内	初回 女性40歳未満通算6回 初回 女性43歳未満通算3回	ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月健診	ある	自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)又は耳音響放射検査(OAE)について3回限度に助成 自動ABR 8,500円限度 OAE 3,000円限度	ない	
南会津町	ある	ない	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間20万円 (不育治療とあわせて上限)	一夫婦2年間	ある	ない	検査及び治療に要した費用のうち自己負担分	年間20万円 (不妊治療とあわせて上限)	伊夫婦2年間	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	自己負担額定額助成	ある	保険適用となる医療費自己負担額全額助成
北塩原村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	①自動ABR 8,500円 ②OAE 3,000円 初回、確認検査、再確認検査で一人につき最大3回まで助成を行う	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
西会津町	ある	無	医療保険各法が適用される不妊症の検査及び医師の診断に基づいて施される治療	10万円	10回まで	ある	無	医療保険各法が適用される治療及びその他の治療	適用3万円それ以外10万円	15回	ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	県内実施自己負担なし(医師会との契約による)	ある	国民健康保険被保険者のうち妊産婦(妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで)の医療費について10割給付。
磐梯町	ある	無	検査料及び治療費の自己負担額 (文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	同一夫婦に対して5年度分まで	ある	無	治療費の自己負担額 (文書料・入院室料・室料差額・食事療養費等直接治療に関係しない費用は対象外)	20万円	制限無し	ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ある	国保加入者のみ、妊娠5ヶ月となった日の属する月から出産の日の属する月まで医療費の自己負担分を全額助成。
猪苗代町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	1人につき3回以内(初回・確認・再確認検査)1人1回につき自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を限度に助成	ある	妊婦のインフルエンザ予防接種料を2,519円まで助成

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
会津坂下町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	国保加入者について、妊娠12週から出産まで10割給付
湯川村	ある	県助成事業に準ずる	県助成事業に準ずる	県助成事業と同額。	県助成事業に準ずる	ない					ある	15	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ABRまたはOAEの検査費用を全額助成(初回検査、確認検査、再確認検査の3回まで)	ある	・国保加入者のみ妊娠5ヶ月より医療費の自己負担分を公費で負担。 ・妊婦のインフルエンザ予防接種料の半額助成。
柳津町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ARB8,500円 OAE3,000円を助成。	ある	妊娠5ヶ月到着月から出産月までの医療費の10割給付(一般診療に係る保険診療分)

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
三島町	ある	無	保険診療の適応とならない体外受精または顕微授精、男性不妊治療	県助成額と同額	3~6回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	①初回検査(生後3日以内) ②確認検査(生後1週間以内) ③再確認検査(1か月検診時) 一人一回につき AABR:8,500円 OAE:3,000円	ない	
金山町	ある	なし	一般不妊治療及び生殖補助医療	一般不妊治療及び生殖補助医療について、保険給付を受けた場合に支払った自己負担の額を上限として交付	制限なし	ある	なし	福島県不育症治療費助成事業の承認を受けた治療	福島県不育症治療費助成事業対象となった費用から、その助成金額を除いた額を上限として交付	制限なし	ある	15	ない		ある	産後1か月 (1か月児検診と同じ)	ある	実施勸奨・無料	ある	国保世帯で16週から出産まで無料
昭和村	ない					ない					ある	・妊婦一般健康調査15回	ある	3	ある	産後2週間健診 産後一か月健診	ある	初回検査・確認検査・再確認検査の3回まで助成 自動ABR8,040円 OAE3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
会津美里町	ある	ある	福島県特定不妊治療費助成に準ずる体外受精・顕微授精	福島県特定不妊治療助成に準ずる。ただし、要した費用から県助成額を控除した額を上限とする。	福島県特定不妊治療助成に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1カ月	ある	自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
西郷村	検討中	無	福島県に準ずる	治療内容により150,000円または、75,000円	1回	ない					ある	15	ない		ある	2	ある	費用の一部を負担 自動ABR 4250円 OAE 1500円	ある	妊娠5ヶ月となった日の属する月から、出生の日が属する翌月までの妊産婦に係る保険適用分の医療費と入院時の食事代を助成。
泉崎村	ある	無	・特定不妊治療 ・男性不妊治療 (県の治療内容と同様)	・特定不妊治療 上限15万円 ・男性不妊治療 上限10万円	6回まで	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間健診 産後1か月健診	ある	検査費用の一部(自動ABR4,250円、OAE1,500円)を助成 (初回検査、確認検査、再確認検査まで)	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
中島村	ある	有	県助成事業に準ずる	上限75,000円または150,000円	県助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	一部助成 助成額 ABR 4,250円 OAE 1,500円	ない	
矢吹町	ある	福島県特定不妊治療費助成事業(R4/3/31まで)の交付決定を受けた方が対象	<ul style="list-style-type: none"> ●特定不妊治療を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> A.新鮮胚移植を実施した場合 B.凍結胚移植を実施した場合(受精卵を一旦凍結し、母体の調整後胚移植) C.以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合 D.体調不良等により移植のめどが立たず治療終了 E.受精できず又は、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等により中止した場合 F.採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した場合 ●男性不妊治療を行った場合 	治療に要した費用に対して福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の治療につき上限10万円または5万円	県の助成回数に準ずる	ある	福島県不育症治療費助成事業の交付決定を受けた方が対象	不育症と診断された方が妊娠した場合において、ヘパリンを主とした不育治療に係る費用	治療に要した費用に対して福島県不育治療費助成事業による助成額を控除した額で、1回の妊娠期間の治療につき上限10万円	県の助成回数に準ずる	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月 2回	ある	一部助成 (初回、確認、再確認検査まで) 【助成額】 自動ABR:4,250円 OAE:1,500円	ない	
棚倉町	ある	無	1)特定不妊治療(体外受精・顕微授精) 2)男性不妊治療(精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術) * 令和3年度治療分・令和3年度治療開始分に限る	・福島県特定不妊治療費助成事業による助成額を控除した額 1)上限額 150,000円または75,000円 2)上限額 100,000円	福島県特定不妊治療費助成事業に準ずる	ない					ある	15回	ない		ある	1)産後2週間 2)産後1か月	ある	(対象検査・回数) 初回・確認・再検査の3回 (助成上限額) 1人1回につき 1)AABR:8,500円 2)OAE:3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
矢祭町	ある	夫及び妻の年間所得の合計730万円未満	特定不妊治療	7万5千円又は15万円	年度をまたぐ1回	ない					ある	無制限	ある	1回	ある	産後2週間・1か月	ある	AABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
埴町	ある	無	特定不妊治療	上限15万円(治療内容によっては上限7万5千円)	1回	ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後ヶ月	ある	ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	妊産婦が社会保険各法の規定による医療の給付を受けた場合に支払った一部負担金を限度として助成
鮫川村	ある	無	特定不妊治療	上限30万円	妻の年齢40歳未満6回	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間1か月	ある	一人につき3回まで(初回・確認・再確認)助成。自動ABR、OAEの両方該当。	ある	妊娠5か月となる月の初日から出産した日の翌日末日までの期間、保険適用の医療費の自己負担分を助成。

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
石川町	ある	無し	①保険診療の適用とならない体外受精・顕微授精 ②特定不妊治療の一環として男性不妊と判断された場合の手術を伴う治療	助成上限 100,000円(A~Fの区分あり) 男性不妊治療 100,000円 助成額は、治療にかかった費用から「福島県特定不妊治療費助成事業」で受けた助成額が上限額に満たない場合はその額になる。	治療開始日時点で妻の年齢が40歳未満 通算6回まで 治療開始日時点で妻の年齢が40歳以上43歳未満 通算3回まで	ある	無	不育症と診断された者が妊娠した場合において国内の医療機関にて行ったヘパリンを主とした不育症治療	助成上限 100,000円 治療に要した費用の額から福島県不育症治療費助成事業による給付額を控除した額が助成対象	年1回	ある	15	ない		ある	産後2週間及び1ヶ月	ある	初回・確認・再確認検査で検査機器が自動ABRの場合8,500円、OAEの場合3,000円を上限として助成。	ない	
玉川村	ある	なし	特定不妊治療	上限20万円	治療開始日時点で妻の年齢が40歳未満 通算6回まで 治療開始日時点で妻の年齢が40歳以上43歳未満 通算3回まで (令和4年3月31日までに治療を開始し、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に終了する方が対象)	ない					ある	15回	ない		ある	産後1ヶ月	ある	福島県医師会が定める金額の範囲内で全額助成	ない	
平田村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	2週間 1か月	ある	検査を実施	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
浅川町	ある	無	特定不妊治療	100,000	2	ない					ある	16回	ない		ある	2週間 1か月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査の全検査助成	ない	
古殿町	ある	無	一般不妊治療	上限20万円	通算2年間	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間、 産後1か月	ある	検査機器が 自動ABRの場合:8,500円 OAEの場合:3,000円 2回目の確認検査まで上記 金額を助成	ない	
三春町	ある	なし	①体外受精及び顕微受精、 男性不妊手術の保険適用 外診療分 ②体外受精及び顕微受精、 男性不妊手術の保険適用 診療分 ※保険適用外・保険適用の 両方	上限10万円	妻の年齢40歳未 満:1子につき6 回。43歳以上43 歳未満:1子につ き3回。	ある	なし	ヘパリンを 主とした治 療	上限10万円	1回の 妊娠期間	ある	15回	ある	1回の妊娠につき1 回	ある	産後1ヶ月	ある	自動ABRの場合8,500円、 OAEの場合3,000円を限度とし、助成額 を超えた分は自己負担。助成額に満た ない場合は、実際に支払った金額を助 成。	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
小野町	ある	無	特定不妊治療、男性不妊治療	特定不妊治療は福島県の助成を優先して適用し、当該助成額を控除し1回15万円上限。男性不妊治療は1回10万円上限。	令和3年度から年度をまたぐ特定不妊治療(4年度から保険適用となるもの)、男性不妊治療について、経過措置として1回助成。	ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	初回検査、確認検査、再確認検査に係る助成	ある	妊娠4ヶ月～出産後翌月末までの医療費の自己負担額の助成
広野町	ある	無	①特定不妊治療 ②一般不妊治療	①他助成を差し引いた額の2分の1 ②対象経費に2分の1(1年度につき10万円限度)	①6回 ②1年度を1回とし2回	ある	無	不育症の治療及び検査にかかる費用	他助成を差し引いた額の2分の1(1年度につき15万円限度)	回数制限なし	ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1ヶ月	ある	自動ARB 8,500円 OAE 3,000円	ない	
檜葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間・ 1ヶ月健診	ある	概ね生後1ヶ月までに実施する検査料が助成額に満たない場合は実費用を助成する。 (初回AABR)8,040円 (初回OAE)3,000円	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
富岡町	ない					ない					ある	15	ある	1	ある	・産後2週間 ・産後1か月	ある	自動ABR:8,500円 OAE:3,000円	ある	妊産婦医療費の一部 負担金の免除
川内村	ない					ない					ある	15	ある	1	ある	産後2週間 産後1か月	ある	自動ABR 6,700円 OAE 3,000円	ない	
大熊町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後2週間 産後1か月	ある	ABR OAE	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
双葉町	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産後1か月	ある	1人3回以内 (県内)自己負担無料 (県外)償還払い 上限あり	ない	
浪江町	ない					ない					ある	15回	ある	1回(町内の指定 医療機関のみ)	ある	産後2週間および産後1か 月の2回	ある	初回、確認、再確認検査 助成額 自動ABR 8,500円 OAE 3,000円	ない	
葛尾村	ない					ない					ある	15	ない		ある	産後2週間、産後1か月	ある	初回検査・(異常があった場合の)確認検査・再確認検査	ない	

妊娠等に関する支援

市町村	2 不妊治療費の助成					3 不育症治療費の助成					4 妊婦健診の助成		5 妊婦歯科健診の助成		6 産婦健診の助成		7 新生児聴覚検査の助成		8 妊産婦医療費の助成	
	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	所得制限の有無	対象となる治療内容	金額(円) (1回分)	助成回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	公費負担の回数	制度の有無	対象の時期	制度の有無	助成の内容	制度の有無	助成の内容
新地町	ない					ない					ある	15回	ある	1回	ある	産後2週間 産後1か月	ある	初回、確認、再確認検査助成額 自動ABR8,500円 OAE3,000円	ない	
飯舘村	ない					ない					ある	15回	ない		ある	産前2週間 産後1か月	ある	初回検査、確認検査、 再確認検査までに係る費用 の一部助成	ない	
市町村数 合計	42					12					59		17		59		59		17	